

# 四半期報告書

(第46期第3四半期)

自 平成20年10月1日

至 平成20年12月31日



東京エレクトロン株式会社

(E02652)

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【経営上の重要な契約等】 .....	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	5
第3 【設備の状況】 .....	8
第4 【提出会社の状況】 .....	9
1 【株式等の状況】 .....	9
2 【株価の推移】 .....	22
3 【役員の状況】 .....	22
第5 【経理の状況】 .....	23
1 【四半期連結財務諸表】 .....	24
2 【その他】 .....	37
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	38
四半期レビュー報告書 .....	巻末
確認書 .....	巻末

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月10日

【四半期会計期間】 第46期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

【会社名】 東京エレクトロン株式会社

【英訳名】 Tokyo Electron Limited

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐藤 潔

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03(5561)7000

【事務連絡者氏名】 経理部長 佐伯 幸雄

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03(5561)7000

【事務連絡者氏名】 経理部長 佐伯 幸雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第46期 第3四半期 連結累計期間	第46期 第3四半期 連結会計期間	第45期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	402,314	101,088	906,091
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	28,833	△74	172,713
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△) (百万円)	9,675	△7,686	106,271
純資産額 (百万円)	—	531,259	545,244
総資産額 (百万円)	—	679,639	792,817
1株当たり純資産額 (円)	—	2,909.18	2,989.70
1株当たり四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△) (円)	54.07	△42.95	594.01
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	53.96	—	592.71
自己資本比率 (%)	—	76.6	67.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	50,942	—	116,939
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△132,869	—	△30,186
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△42,031	—	△27,033
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	68,189	193,492
従業員数 (人)	—	10,542	10,429

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第46期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	10,542
---------	--------

(注) 従業員数は、就業人員数を表示しております。

### (2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	1,003
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員数を表示しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
産業用電子機器	82,571
合計	82,571

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
産業用電子機器	37,962	232,839
電子部品・情報通信機器	20,932	10,745
合計	58,894	243,584

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
産業用電子機器	78,253
電子部品・情報通信機器	22,835
合計	101,088

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

当年度は四半期報告制度の導入初年度であるため、「(1) 経営成績の分析」及び「(3) キャッシュ・フローの状況」における前年同期との比較、分析に用いた数値等は、参考として記載しております。

#### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間の世界経済は、米国発の金融危機の影響が実体経済にも波及し、様々な産業で深刻な不況に陥りました。

また、当社の主力部門である半導体製造装置を取り巻く環境につきましても、経済環境急変とメモリ一価格低迷の影響を受け、半導体メーカーは減産や設備投資先送り・凍結を実施しました。

このような状況のもと、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)の業績は、売上高1,010億8千8百万円(前年同期比49.4%減)、営業損失20億1百万円(前年同期比405億1百万円減)、経常損失7千4百万円(前年同期比398億3千5百万円減)、四半期純損失76億8千6百万円(前年同期比332億8千6百万円減)となりました。

また、当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)の業績は、売上高4,023億1千4百万円(前年同期比40.5%減)、営業利益242億8千1百万円(前年同期比81.8%減)、経常利益288億3千3百万円(前年同期比78.7%減)、四半期純利益96億7千5百万円(前年同期比89.0%減)となりました。

当第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間の事業の種類別セグメントの実績は、次のとおりであります。

#### ① 産業用電子機器事業

当セグメントの当第3四半期連結会計期間の売上高は784億7千6百万円(前年同期比54.1%減)、営業損失は18億2千6百万円(前年同期比393億7千5百万円減)となりました。また、当第3四半期連結累計期間の売上高は3,280億8千7百万円(前年同期比44.8%減)、営業利益は228億5千万円(前年同期比82.5%減)となりました。

##### 《半導体製造装置》

世界的な半導体不況により、半導体メーカーは減産や設備投資の先送り・抑制を実施しました。このため、当部門の当第3四半期連結会計期間の外部顧客に対する売上高は、578億2千7百万円(前年同期比64.0%減)となりました。また、当第3四半期連結累計期間の外部顧客に対する売上高は、2,665億3千万円(前年同期比50.6%減)となりました。

##### 《FPD/PV(フラットパネルディスプレイ及び太陽電池)製造装置》

当部門の当第3四半期連結会計期間の外部顧客に対する売上高は、パネルメーカーの大型LCD(液晶ディスプレイ)製造ライン向けを中心に、203億7千万円(前年同期比102.7%増)と堅調に推移しました。一方、今後につきましては、最終製品需要の落ち込みにより、一部パネルメーカーにおいて、減産や設備投資抑制が発表されており、厳しい環境となることが懸念されます。また、当第3四半期連結累計期間の外部顧客に対する売上高は、605億5千万円(前年同期比12.9%増)となりました。

なお、当四半期から当部門の名称を「FPD(フラット・パネル・ディスプレイ)製造装置」から「FPD/PV(フラットパネルディスプレイ及び太陽電池)製造装置」に変更しております。

##### 《その他》

当部門の当第3四半期連結会計期間の外部顧客に対する売上高は、5千5百万円(前年同期比20.9%減)となりました。また、当第3四半期連結累計期間の外部顧客に対する売上高は、2億7千3百万円(前年同期比15.8%減)となりました。



## ② 電子部品・情報通信機器事業

半導体及び電子デバイス分野では、比較的堅調に推移していた携帯電話基地局向けカスタムICやPC向けメモリーICが、急速な市場環境の悪化を受け、低調に推移しました。また、民生機器・産業機器をはじめとした各分野における生産調整の影響を受けました。コンピュータシステム関連分野では、景況感の悪化に伴い、設備投資を抑制する傾向が一層強まりました。このような状況のもと、当セグメントの当第3四半期連結会計期間の売上高は229億4千2百万円(前年同期比21.4%減)、営業損失は1億8千1百万円(前年同期比11億2千4百万円減)となりました。また、当第3四半期連結累計期間の売上高は753億7千5百万円(前年同期比9.2%減)、営業利益14億1千1百万円(前年同期比48.8%減)となりました。

当第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間の所在地別セグメントの実績は、次のとおりであります。

### ① 日本

当セグメントの当第3四半期連結会計期間の売上高は987億6千万円(前年同期比50.1%減)、営業損失は31億1千5百万円(前年同期比423億4百万円減)となりました。また、当第3四半期連結累計期間の売上高は3,861億9千8百万円(前年同期比42.0%減)、営業利益は196億7千1百万円(前年同期比85.2%減)となりました。

### ② その他の地域

当セグメントの当第3四半期連結会計期間の売上高は243億1千4百万円(前年同期比25.9%減)、営業利益は7億1千8百万円(前年同期比67.6%減)となりました。また、当第3四半期連結累計期間の売上高は893億5千1百万円(前年同期比16.9%減)、営業利益は34億8千5百万円(前年同期比55.4%減)となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の流動資産は、前連結会計年度末に比べ1,096億9千4百万円減少の5,305億3千9百万円となりました。主な内容は、現金及び預金並びに有価証券に含まれる譲渡性預金の減少138億4千6百万円、受取手形及び売掛金の減少903億7千万円によるものです。

有形固定資産は、前連結会計年度末から34億4千万円減少し、1,006億6千5百万円となりました。

無形固定資産は、前連結会計年度末から24億4千9百万円減少し、108億4百万円となりました。

投資その他の資産は、前連結会計年度末から24億5百万円増加し、376億2千9百万円となりました。

これらの結果、総資産は、前連結会計年度末から1,131億7千8百万円減少の6,796億3千9百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べ1,013億9千6百万円減少の974億2千4百万円となりました。主な内容は、第11回無担保社債300億円の償還、未払法人税等の減少272億8千2百万円、支払手形及び買掛金の減少217億5千3百万円です。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ22億3百万円増加の509億5千5百万円となりました。

これにより、負債合計は前連結会計年度末から991億9千3百万円減少の1,483億7千9百万円となりました。

純資産は、四半期純利益96億7千5百万円を計上したことによる増加、前期の期末配当98億4千1百万円及び当期の中間配当35億7千8百万円の実施による減少、評価・換算差額等の減少100億2千1百万円等の結果、5,312億5千9百万円となり、また自己資本比率は76.6%となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況等は、次のとおりであります。

現金及び現金同等物の当第3四半期連結会計期間末残高は、当第2四半期連結会計期間末に比べ638億6千4百万円減少し、681億8千9百万円となりました。なお、現金及び現金同等物に含まれていない預入期間3ヶ月超の定期預金及び譲渡性預金1,215億2千6百万円を加えた残高は、当第2四半期連結会計期間末に比べ416億8千8百万円減少し、1,897億1千6百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、前年同期に比べ543億5千8百万円減少の336億6千2百万円のマイナスとなりました。主な要因につきましては、減価償却費59億3千6百万円、売上債権の減少112億7千9百万円がそれぞれキャッシュ・フローの収入となり、税金等調整前四半期純損失84億9千4百万円、たな卸資産の増加110億2千6百万円、仕入債務の減少153億1千万円、法人税等の支払128億8千8百万円がそれぞれキャッシュ・フローの支出になったことによるものであります。

投資活動により支出したキャッシュ・フローにつきましては、主として生産・研究開発用有形固定資産の取得等による支出24億7千万円、定期預金の純増加による支出224億1千1百万円により、前年同期の389億6千1百万円に対し289億5千3百万円となりました。

財務活動により支出したキャッシュ・フローにつきましては、主に中間配当の支払35億7千8百万円等により、前年同期の104億3千6百万円に対し7億6百万円となりました。

また、当第3四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況等は、次のとおりであります。

現金及び現金同等物の当第3四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末に比べ1,253億2百万円減少し、681億8千9百万円となりました。なお、現金及び現金同等物に含まれていない預入期間3ヶ月超の定期預金及び譲渡性預金1,215億2千6百万円を加えた残高は、前連結会計年度末に比べ138億4千6百万円減少し、1,897億1千6百万円となりました。

営業活動により獲得したキャッシュ・フローにつきましては、前年同期に比べ96億9千2百万円増加の509億4千2百万円となりました。主な要因につきましては、税金等調整前四半期純利益201億9千8百万円、減価償却費166億7千7百万円、売上債権の減少877億3千9百万円がそれぞれキャッシュ・フローの収入となり、法人税等の支払411億7千7百万円がキャッシュ・フローの支出となったことによるものであります。

投資活動により支出したキャッシュ・フローにつきましては、主として生産・研究開発用有形固定資産の取得等による支出132億4千3百万円、定期預金の純増加による支出1,118億6千4百万円により、前年同期の474億9千4百万円に対し1,328億6千9百万円となりました。

財務活動により支出したキャッシュ・フローにつきましては、主に第11回無担保社債300億円の償還、配当金の支払134億2千万円により、前年同期の268億2千6百万円に対し420億3千1百万円となりました。

### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

### (5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は、143億4千5百万円であります。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、重要な設備計画の完了はなく、また、重要な変更があったものは次のとおりであります。なお、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

(新設)

会社名 事業所名	所在地	事業の種類 別セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金 調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額	既支 払額		着手 年月	完了予定 年月	
東京エレクトロン㈱ 山梨事業所他	山梨県 韮崎市	産業用 電子機器	デモ・評価用 機械装置	4,440 ※1	4,029	自己 資金	平成20年 4月	平成21年 3月	デモ・評価用 のため能力の 増加はなし
東京エレクトロンAT㈱ 穂坂事業所他	山梨県 韮崎市	産業用 電子機器	プロセス評価 用機械装置	1,229 ※2	809	自己 資金	平成20年 4月	平成21年 3月	プロセス評価 用のため能力 の増加はなし
東京エレクトロン九州㈱ 合志事業所他	熊本県 合志市	産業用 電子機器	プロセス評価 用機械装置	2,403 ※3	1,502	自己 資金	平成20年 4月	平成21年 3月	プロセス評価 用のため能力 の増加はなし
東京エレクトロン東北㈱ 本社他	岩手県 奥州市	産業用 電子機器	プロセス評価 用機械装置	1,236 ※4	719	自己 資金	平成20年 4月	平成21年 3月	プロセス評価 用のため能力 の増加はなし
東京エレクトロン技術 研究所㈱本社他	宮城県 仙台市 泉区	産業用 電子機器	プロセス評価 用機械装置	1,571 ※5	263	自己 資金	平成20年 4月	平成21年 3月	プロセス評価 用のため能力 の増加はなし
TOKYO ELECTRON TAIWAN LTD.	台湾 新竹市	産業用 電子機器	事務所 倉庫	1,943 ※6	634	自己 資金	平成20年 5月	平成21年 6月	事務所・倉庫 のため能力の 増加はなし

- (注) 1 当初の計画に比べ、投資予定額を1,202百万円減額いたしました。  
 2 当初の計画に比べ、投資予定額を316百万円増額いたしました。  
 3 当初の計画に比べ、投資予定額を1,650百万円増額いたしました。  
 4 当初の計画に比べ、投資予定額を601百万円増額いたしました。  
 5 当初の計画に比べ、投資予定額を1,040百万円増額いたしました。  
 6 当初の計画に比べ、投資予定額を356百万円減額いたしました。  
 7 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	180,610,911	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に 制限のない、標準となる 株式であり、単元株式数 は100株である。
計	180,610,911	同左	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

### 新株予約権

- ① 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成14年6月21日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,939
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	19
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	393,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり8,807
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から平成22年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり8,807 資本組入額 1株当たり4,404
新株予約権の行使の条件	(注)1～7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)
- 2 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当契約において、年間(1月1日から12月31日までの期間をいいます。)における行使可能な新株予約権の個数の上限又は新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限(以下、新株予約権の個数の上限を「新株予約権行使の上限」といい、発行される株式の発行価額の合計額の上限を「発行価額の上限」といいます。)を定めることができます。対象者はかかる新株予約権行使の上限及び発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければなりません。
- 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
- 4 上記3にかかわらず、対象者が平成16年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 5 上記3にかかわらず、対象者が定年により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を喪失した場合は、対象者は当該地位の喪失後も新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権の権利行使をすることができます。ただし、海外子会社従業員(ほか身分により様々な限定を設けて)については、この限りではありません。
- 6 上記3にかかわらず、対象者が平成16年8月1日以降に死亡・定年以外の理由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より6ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができます。
- 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

株主総会の特別決議日(平成15年6月20日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	6,082
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	608,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり6,794
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から平成23年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり6,794 資本組入額 1株当たり3,397
新株予約権の行使の条件	(注)1～7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

- 2 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当契約において、年間(1月1日から12月31日までの期間をいいます。)における行使可能な新株予約権の個数の上限及び新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限(以下、新株予約権の個数の上限を「新株予約権行使の上限」といい、発行される株式の発行価額の合計額の上限を「発行価額の上限」といいます。)を定めることができます。対象者はかかる新株予約権行使の上限及び発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければなりません。
- 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
- 4 上記3にかかわらず、対象者が平成17年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 5 上記3にかかわらず、対象者が定年により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を喪失した場合は、対象者は当該地位の喪失後も新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権の権利行使をすることができます。ただし、海外子会社従業員(ほか身分により様々な限定を設けて)については、この限りではありません。
- 6 上記3にかかわらず、対象者が平成17年8月1日以降に死亡・定年以外の理由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より6ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができます。
- 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

株主総会の特別決議日(平成16年6月22日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,935
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	393,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり5,884
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から平成24年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり5,884 資本組入額 1株当たり2,942
新株予約権の行使の条件	(注)1～7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

- 2 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当契約において、年間(1月1日から12月31日までの期間をいいます。)における行使可能な新株予約権の個数の上限及び新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限(以下、新株予約権の個数の上限を「新株予約権行使の上限」といい、発行される株式の発行価額の合計額の上限を「発行価額の上限」といいます。)を定めることができます。対象者はかかる新株予約権行使の上限及び発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければなりません。
- 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
- 4 上記3にかかわらず、対象者が平成18年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 5 上記3にかかわらず、対象者が定年により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を喪失した場合は、対象者は当該地位の喪失後も新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権の権利行使をすることができます。ただし、海外子会社従業員(ほか身分により様々な限定を設けて)については、この限りではありません。
- 6 上記3にかかわらず、対象者が平成18年8月1日以降に死亡・定年以外の理由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より6ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができます。
- 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

株主総会の特別決議日(平成17年6月24日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	539
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日から平成37年6月30日まで ただし、米国での納税者を対象とする新株予約権割当契約については、新株予約権を行使できる期間を平成20年8月1日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 1株当たり1
新株予約権の行使の条件	(注)1～6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

- 2 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。
- 3 上記2にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成20年7月31日以前のとときには平成20年8月1日より1年以内、その死亡日が平成20年8月1日以降のとときには対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
- 4 上記2にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(同時に又は連続して複数の地位にある対象者については、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成20年7月31日以前のとときには平成20年8月1日より1年以内、その喪失日が平成20年8月1日以降のとときには当該地位の喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は権利行使することができる旨定めることができます。
  - ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員  
任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由
  - イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等  
定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由
- 5 上記2にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が平成20年8月1日以降に上記3及び4に定める事由以外の事由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該地位の喪失日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。
- 6 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。



株主総会の特別決議日(平成17年6月24日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	761
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	18
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	76,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり6,468
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から平成25年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり6,468 資本組入額 1株当たり3,234
新株予約権の行使の条件	(注)1～5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

2 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。

3 上記2にかかわらず、対象者が平成19年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。

4 上記2にかかわらず、対象者が平成19年8月1日以降に死亡以外の理由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より6ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができます。

5 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成18年6月23日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	641
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	64,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日から平成38年5月29日まで ただし、米国での納税者を対象とする新株予約権割当契約については、新株予約権を行使できる期間を平成21年7月1日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2～7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

(注) 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

2 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)

3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。

4 上記3にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成21年6月30日以前のときは平成21年7月1日より1年以内、その死亡日が平成21年7月1日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。

5 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(同時に又は連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成21年6月30日以前のときには平成21年7月1日より1年以内、その喪失日が平成21年7月1日以降のときには当該地位の喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は権利行使することができる旨定めることができます。

ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員  
任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由

イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等  
定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由

6 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が平成21年7月1日以降に上記4及び5に定める事由以外の事由で、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該地位の喪失日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。

7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

- 8 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という)を行う場合は、新株予約権者に対し、各場合に応じ、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「存続会社等」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができます。
- ①交付する新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とします。
  - ②新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は、存続会社等の普通株式とし、その数は、新株予約権者が保有する当該新株予約権の目的となる株式数(調整が行われていた場合には、調整後の株式数)に当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当比率を乗じて、又は合併等の条件を勘案して合理的に決定し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとします。
  - ③存続会社等の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
存続会社等の各新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、1株当たりの払込金額を1円とし、これに上記②に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とします。
  - ④存続会社等の新株予約権の権利行使期間  
上記表の新株予約権の行使期間に定める期間とし、交付時に権利行使期間が到来している場合には、合併等の効力発生日より上記表の新株予約権の行使期間に定める期間満了日までとします。
  - ⑤新株予約権の行使により、株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
  - ⑥存続会社等の新株予約権についての行使条件及び取得  
合併等の直前において残存する新株予約権の行使条件及び取得に応じて決定します。
  - ⑦存続会社等の新株予約権の譲渡制限  
存続会社等の新株予約権の取得については存続会社等の取締役会の承認を要するものとします。

株主総会の特別決議日(平成19年6月22日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	996
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	99,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から平成39年5月31日まで ただし、米国での納税者を対象とする新株予約権割当契約については、新株予約権を行使できる期間を平成22年7月1日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2～7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

- (注) 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、
- 2 新株予約権の分割行使はできないものとし、(新株予約権1個を最低行使単位とします。)
- 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。
- 4 上記3にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成22年6月30日以前の場合は平成22年7月1日より1年以内、その死亡日が平成22年7月1日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を相続の上、新株予約権を権利行使することができます。
- 5 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(対象者が同時に又は連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成22年6月30日以前の場合は平成22年7月1日より1年以内、その喪失日が平成22年7月1日以降のときには当該喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権の権利行使することができる旨定めることができます。
- ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員  
任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由
- イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等  
定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由
- 6 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、上記4及び5に定める事由以外の事由により対象者が平成22年7月1日以降に当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該喪失の日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。
- 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

8 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することができます。再編対象会社の新株予約権を交付する場合には、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

①交付する新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権者が保有する当該新株予約権の目的となる株式数(調整が行われていた場合には、調整後の株式数)に当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当比率を乗じて、又は合併等の条件を勘案して合理的に決定し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとします。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記表の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表の新株予約権の行使期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

⑧新株予約権についての行使条件及び取得

残存新株予約権の行使条件及び取得に準じて決定します。

株主総会の特別決議日(平成20年6月20日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,779
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(個)	177,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から平成40年5月31日まで ただし、米国での納税者を対象とする新株予約権割当契約については、新株予約権を行使できる期間を平成23年7月1日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2～7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

- (注) 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- 2 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)
- 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。
- 4 上記3にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成23年6月30日以前のときは平成23年7月1日より1年以内、その死亡日が平成23年7月1日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を相続の上、新株予約権を権利行使することができます。
- 5 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(対象者が同時に又は連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成23年6月30日以前のときには平成23年7月1日より1年以内、その喪失日が平成23年7月1日以降のときには当該喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権の権利行使することができる旨定めることができます。
- ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員  
任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由
- イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等  
定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由
- 6 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、上記4及び5に定める事由以外の事由により対象者が平成23年7月1日以降に当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該喪失の日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。
- 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

- 8 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することができます。再編対象会社の新株予約権を交付する場合には、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

①交付する新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権者が保有する当該新株予約権の目的となる株式数(調整が行われていた場合には、調整後の株式数)に当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当比率を乗じて、又は合併等の条件を勘案して合理的に決定し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとします。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記表の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表の新株予約権の行使期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

⑧新株予約権についての行使条件及び取得

残存新株予約権の行使条件及び取得に準じて決定します。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年12月31日	—	180,610,911	—	54,961,191	—	78,023,165

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の株主名簿の記載内容が確認できないため、当社は、株主名簿に基づく大株主の異動を把握しておりません。なお、当第3四半期会計期間において、フィデリティ投信株式会社及びその共同保有者である他1社から平成20年11月21日付で提出された変更報告書により平成20年11月14日現在、11,709千株所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末日現在の実質保有状況の確認ができておりません。



## (6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成20年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

### ① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,661,200	—	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載のとおり
完全議決権株式(その他)	普通株式 178,807,500	1,788,075	同上
単元未満株式	普通株式 142,211	—	—
発行済株式総数	180,610,911	—	—
総株主の議決権	—	1,788,075	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式1,400株(議決権14個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式18株が含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東京エレクトロン株式会社	東京都港区赤坂五丁目3番1号	1,661,200	—	1,661,200	0.92
計	—	1,661,200	—	1,661,200	0.92

(注) 当第3四半期会計期間末の自己株式数は、1,654,179株であります。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	6,960	7,340	7,360	6,330	6,610	6,130	4,770	3,700	3,130
最低(円)	5,770	6,540	6,110	5,620	5,850	4,590	2,375	2,305	2,305

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場によるものであります。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	61,716	67,540
受取手形及び売掛金	133,799	224,170
有価証券	128,001	136,022
商品及び製品	101,222	101,053
仕掛品	44,718	42,123
原材料及び貯蔵品	17,809	17,974
その他	48,063	51,411
貸倒引当金	△4,792	△62
流動資産合計	530,539	640,233
固定資産		
有形固定資産	※ 100,665	※ 104,105
無形固定資産		
その他	10,804	13,253
無形固定資産合計	10,804	13,253
投資その他の資産		
その他	39,767	35,526
貸倒引当金	△2,137	△301
投資その他の資産合計	37,629	35,224
固定資産合計	149,100	152,584
資産合計	679,639	792,817
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	33,578	55,332
短期借入金	7,787	6,069
未払法人税等	956	28,239
その他の引当金	9,227	23,516
その他	45,874	85,662
流動負債合計	97,424	198,820
固定負債		
退職給付引当金	46,152	43,704
その他の引当金	651	665
その他	4,151	4,382
固定負債合計	50,955	48,752
負債合計	148,379	247,572

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	54,961	54,961
資本剰余金	78,193	78,392
利益剰余金	406,567	410,866
自己株式	△11,187	△11,369
株主資本合計	528,534	532,850
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△704	2,172
繰延ヘッジ損益	686	460
為替換算調整勘定	△7,900	△529
評価・換算差額等合計	△7,918	2,102
新株予約権	960	483
少数株主持分	9,682	9,807
純資産合計	531,259	545,244
負債純資産合計	679,639	792,817

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	402,314
売上原価	284,144
売上総利益	118,169
販売費及び一般管理費	
研究開発費	45,923
その他	47,964
販売費及び一般管理費合計	93,888
営業利益	24,281
営業外収益	
受取利息	1,332
補助金収入	※ 2,099
その他	1,659
営業外収益合計	5,091
営業外費用	
支払利息	155
固定資産賃貸費用	198
売上債権売却損	113
その他	71
営業外費用合計	538
経常利益	28,833
特別利益	
固定資産売却益	117
特別利益合計	117
特別損失	
貸倒引当金繰入額	6,775
その他	1,976
特別損失合計	8,752
税金等調整前四半期純利益	20,198
法人税等	10,281
少数株主利益	241
四半期純利益	9,675

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	101,088
売上原価	73,974
売上総利益	27,114
販売費及び一般管理費	
研究開発費	14,345
その他	14,769
販売費及び一般管理費合計	29,115
営業損失(△)	△2,001
営業外収益	
受取利息	424
補助金収入	※ 623
為替差益	539
その他	488
営業外収益合計	2,076
営業外費用	
固定資産賃貸費用	68
売上債権売却損	33
その他	46
営業外費用合計	149
経常損失(△)	△74
特別利益	
固定資産売却益	23
特別利益合計	23
特別損失	
貸倒引当金繰入額	6,767
その他	1,676
特別損失合計	8,444
税金等調整前四半期純損失(△)	△8,494
法人税等	△713
少数株主損失(△)	△95
四半期純損失(△)	△7,686

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	20,198
減価償却費	16,677
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,536
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	6,581
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△10,028
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	△3,158
受取利息及び受取配当金	△1,431
売上債権の増減額 (△は増加)	87,739
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△8,836
仕入債務の増減額 (△は減少)	△20,181
未収消費税等の増減額 (△は増加)	6,524
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△5,057
前受金の増減額 (△は減少)	5,028
その他	△5,708
小計	90,883
利息及び配当金の受取額	1,402
利息の支払額	△166
法人税等の支払額	△41,177
営業活動によるキャッシュ・フロー	50,942
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の増減額 (△は増加)	△111,864
有形固定資産の取得による支出	△13,243
無形固定資産の取得による支出	△661
投資有価証券の取得による支出	△6,800
その他	△299
投資活動によるキャッシュ・フロー	△132,869
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,717
社債の償還による支出	△30,000
配当金の支払額	△13,420
その他	△328
財務活動によるキャッシュ・フロー	△42,031
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,411
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△125,369
現金及び現金同等物の期首残高	193,492
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	67
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 68,189

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
1	連結の範囲に関する事項の変更
(1)	連結の範囲の変更
①	TOKYO ELECTRON INDIA PRIVATE LTD. につきましては、第1四半期連結会計期間において新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。
②	前連結会計年度において、持分法非適用非連結子会社でありましたパネトロン(株)及びTOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD. につきましては、重要性が増したことにより、第1四半期連結会計期間から連結の範囲に含めております。
③	TOKYO ELECTRON IRELAND LTD. につきましては、平成20年11月6日付にて清算が終了したため、当第3四半期連結会計期間から連結の範囲から除外しております。
(2)	変更後の連結子会社の数 32社
2	持分法の適用に関する事項の変更 該当事項はありません。
3	連結子会社の事業年度等に関する事項の変更 該当事項はありません。
4	会計処理基準に関する事項の変更
(1)	棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 たな卸資産の評価基準及び評価方法については、従来、主として個別法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用し、主として個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。 これによる損益に与える影響は、軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。
(2)	連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これによる損益に与える影響は、軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。
5	四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲の変更 該当事項はありません。



【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
税金費用の計算 当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 148,426百万円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 140,135百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
※ 補助金収入 米国における研究開発に係る補助金収入であります。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
※ 補助金収入 米国における研究開発に係る補助金収入であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 61,716百万円
有価証券勘定に含まれる 譲渡性預金 128,000百万円
預入期間3ヶ月超の定期預金 及び譲渡性預金 $\Delta$ 121,526百万円
現金及び現金同等物 <u>68,189百万円</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	180,610

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	1,654

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	960
合計			—	960

(注) 平成18年ストック・オプションとしての新株予約権、平成19年ストック・オプションとしての新株予約権及び平成20年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月13日 取締役会	普通株式	9,841	55	平成20年3月31日	平成20年5月30日	利益剰余金
平成20年10月31日 取締役会	普通株式	3,578	20	平成20年9月30日	平成20年12月1日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、リース取引残高は、前連結会計年度末に比較して著しい変動が無いため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

有価証券は、企業集団の事業の運営において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引は、企業集団の事業の運営において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

四半期連結財務諸表への影響額について金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	産業用 電子機器 (百万円)	電子部品・ 情報通信機器 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	78,476	22,942	101,419	(330)	101,088
営業損失(△)	△1,826	△181	△2,008	6	△2,001

(注) 1 事業の区分は、製品及び役務の種類、販売方法等の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分の主な製品

- (1) 産業用電子機器……………半導体製造装置、FPD(フラットパネルディスプレイ)製造装置及び太陽電池製造装置、その他
- (2) 電子部品・情報通信機器…半導体製品、コンピュータ・ネットワーク機器、ミドルウェア・ソフトウェア、その他電子部品等

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	産業用 電子機器 (百万円)	電子部品・ 情報通信機器 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	328,087	75,375	403,462	(1,148)	402,314
営業利益	22,850	1,411	24,262	19	24,281

(注) 1 事業の区分は、製品及び役務の種類、販売方法等の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分の主な製品

- (1) 産業用電子機器……………半導体製造装置、FPD(フラットパネルディスプレイ)製造装置及び太陽電池製造装置、その他
- (2) 電子部品・情報通信機器…半導体製品、コンピュータ・ネットワーク機器、ミドルウェア・ソフトウェア、その他電子部品等

3 会計処理の方法の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、たな卸資産の評価基準及び評価方法については、従来、主として個別法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用し、主として個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。この変更に伴う影響は軽微であります。

(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間から「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。この変更に伴う影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	98,760	24,314	123,075	(21,987)	101,088
営業利益又は営業損失(△)	△3,115	718	△2,397	395	△2,001

(注) 1 国又は地域別の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 その他の地域に属する主な国又は地域  
米国、欧州、韓国

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	386,198	89,351	475,549	(73,234)	402,314
営業利益	19,671	3,485	23,156	1,124	24,281

(注) 1 国又は地域別の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 その他の地域に属する主な国又は地域  
米国、欧州、台湾

- 3 会計処理の方法の変更

- (1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、たな卸資産の評価基準及び評価方法については、従来、主として個別法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用し、主として個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。この変更に伴う影響は軽微であります。

- (2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間から「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。この変更に伴う影響は軽微であります。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	台湾	米国	韓国	その他	計
I 海外売上高(百万円)	16,727	13,554	12,898	14,670	57,851
II 連結売上高(百万円)					101,088
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	16.5	13.4	12.8	14.5	57.2

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他に属する主な国

中国、シンガポール、イスラエル

3 海外売上高は、当グループの本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	台湾	韓国	米国	その他	計
I 海外売上高(百万円)	69,201	56,588	48,502	65,958	240,250
II 連結売上高(百万円)					402,314
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	17.2	14.1	12.1	16.3	59.7

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他に属する主な国

シンガポール、中国、イスラエル

3 海外売上高は、当グループの本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
2,909円18銭	2,989円70銭

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益  
第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	54円07銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	53円96銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	9,675
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	9,675
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(百万円)	—
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	178,943
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)	—
四半期純利益調整額(百万円)	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(千株)	374
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—

### 第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失(△)	△42円95銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(△)(百万円)	△7,686
普通株式に係る四半期純損失(△)(百万円)	△7,686
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(百万円)	—
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	178,953
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)	—
四半期純利益調整額(百万円)	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(千株)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

平成20年10月31日開催の取締役会において中間配当実施について次のとおり決議し、配当を行っております。

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| イ 配当金の総額             | 3,578百万円   |
| ロ 1株当たりの金額           | 20円00銭     |
| ハ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成20年12月1日 |

(注) 平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿記載又は記録の株主又は登録株式質権者に対し支払いを行っております。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月10日

東京エレクトロン株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 大 西 健 太 郎 印

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 高 橋 勉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京エレクトロン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京エレクトロン株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月10日
【会社名】	東京エレクトロン株式会社
【英訳名】	Tokyo Electron Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 佐藤 潔
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長 佐藤 潔は、当社の第46期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。